

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

a-1. 技術・ノウハウの共有と活用

- ①当社が持つ製造技術や品質管理に関するノウハウを、取引先の皆様と共有するための勉強会や研修会を定期的に開催します。
- ②取引先の皆様が持つ独自の技術やノウハウについて積極的に情報収集を行い、当社の製品開発や生産プロセスへの活用を検討します。
- ③相互の技術やノウハウを組み合わせた新たな商品・サービスの共同開発プロジェクトを推進します。
- ④知的財産権の共有やライセンス供与など、連携を促進するための枠組みを整備します。

a-2. 情報交換と課題解決に向けた協力

- ① 市場動向、消費者ニーズ、技術革新などの情報を定期的に共有する場を設けます。
- ② サプライチェーン全体における課題やリスクを共有し、共同で解決策を検討・実行します。
- ③ 生産性向上、品質向上、コスト削減などの目標を共有し、それぞれの知見を活かした改善活動を共同で実施します。
- ④ デジタル技術を活用した情報共有プラットフォームの構築を検討し、より迅速かつ効率的な連携を目指します。

a-3. 新規事業・販路開拓における連携

- ①相互の強みを活かし、新たな事業領域への進出や、これまでリーチできていなかった新たな販路の開拓を共同で検討します。
- ②地域資源を活用した新たな商品開発や、地域活性化に貢献する事業を共同で企画・実施します。
- ③ 海外市場への共同進出や、海外の事業者との連携も視野に入れます。
- ④展示会や商談会への共同出展などを通じて、連携による相乗効果を高めます。

a-4. 人材交流と育成

- ①短期的な人材交流プログラムを実施し、相互の企業文化や業務プロセスへの理解を深めます。
- ② 共同での研修プログラムやセミナーを実施し、双方の従業員のスキルアップを支援します。
- ③ 後継者育成に関する情報交換や、必要に応じた協力体制を構築します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ① 宮崎県をはじめとする地域社会への貢献を重視し、地域経済の活性化に貢献できるような連携を推進します。
- ② 環境負荷の低減に向けた取り組みを、取引先の皆様と協力して推進します。
- ③ 本宣言の内容については、定期的に見直し、必要に応じて改善を行います。

2025年4月8日

道本食品株式会社

代表取締役 道本 英之

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。